○「おおぶっ子新春健やか米」配布事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、物価高騰が続く中、地産地消を通じて成長期のこどもたちの健やかな育ちを応援するとともに、こどもたちの地域農業への理解と関心を深め、食の大切さを学ぶ契機とするため、地元産の新米を配布する「おおぶっ子新春健やか米」配布事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象こども）

第２条　事業の対象となるこども（以下「対象こども」という。）は、令和７年１１月１日（以下「基準日」という。）時点において本市の住民基本台帳に記録されている世帯に属する者で、平成１９年４月２日から令和７年１２月３１日までの間に出生したものとする。ただし、基準日後に出生したこどもについては、基準日から当該出生の日まで引き続き本市の住民基本台帳に記録されている世帯に属する者に限る。

（事業内容）

第３条　市長は、対象こども１人当たり２キログラムの知多地域産の令和７年産米（以下「健やか米」という。）を、当該対象こどもの属する世帯の世帯主（以下「対象者」という。）に配布する。

（配布方法）

第４条　市長は、原則として、対象者の属する世帯の居住地へ配送する方法により健やか米を配布する。ただし、当該方法による配布を受けることができない対象者については、市役所窓口において手渡しする方法により配布する。

（申請手続）

第５条　健やか米の配布を受けるための申請の手続は、不要とする。

２　健やか米の配布を希望しない対象者は、市長が定める方法により辞退の申出を行うものとする。

（受取期限）

第６条　健やか米の受取期限は、令和８年１月３１日とする。

２　健やか米の配布を受けずに前項に規定する受取期限を経過した対象者は、健やか米の配布を受ける権利を失う。

（不当利得の返還）

第７条　市長は、偽りその他不正な手段により健やか米の配布を受けた者、又は配布後に対象者の要件に該当しないことが判明した者に対しては、配布した健やか米又はその相当額の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第８条　健やか米の配布を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第９条　この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年１２月２日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。